放送大学との単位互換に伴う教養教育科目の取扱い

(平成16年 4月26日 教務委員会決定)

一部改正: 平成20年12月15日 一部改正: 平成22年 1月18日 一部改正: 平成24年 2月20日 一部改正: 平成25年 1月21日

一部改正:平成29年 2月20日 一部改正:令和 3年 2月15日

一部改正:令和 4年 3月28日

一部改正: 令和 6年 3月18日

本学学生が放送大学の科目を履修する場合の取り扱いは下記のとおりとする。

- 1. 教養教育科目として取り扱う放送大学の提供科目は、「基盤科目」及び「導入科目」の範囲とする。
- 2. 放送大学の科目を本学のどの科目区分の授業科目とするかは、「講義要項」等を参考に、該当する科目別小委員会で立案し、教養教育実施専門部会で選定の上、教務委員会で決定する。
- 3. 教養教育科目として取り扱う科目については, 教務委員会(教養教育事務室)が窓口となり, 全学部とも統一的な取り扱いを行う。(専門教育科目については, 各学部で取り扱う。)
- 4. 単位互換により登録した授業科目の単位は各学部における履修科目の登録の上限の単位数に含めるものとする。
- 5. 放送大学で修得した教養教育に係る科目の単位は、長崎大学教養教育履修規程第21条第 2項及び長崎大学における夜間主コースの教養教育の履修に関する規程第14条の2第2項 の規定に基づき取り扱う。
- 6. 放送大学で修得した教養教育に係る科目は、本学の科目名称に読み替えることなく、放送大学の科目名称・単位数を用い、成績の評価は下記のとおり読み替えるものとする。

区 分	放 送 大 学	長 崎 大 学
合 格	▲ (100 ~ 90 点)	AA (100 ~ 90 点)
	A (89 ~ 80 点)	A (89 ~ 80 点)
	B (79 ~ 70 点)	B (79 ~ 70 点)
	C $(69 \sim 60 \text{点})$	C (69 ~ 60 点)
不合格	D (59 ~ 50 点)	D (59 ~ 0点)
	E (49 ~ 0点)	
	未 (単位認定試験未受験)	K (欠席)
	否 (通信指導解答不合格)	S(失格)
	否 (通信指導解答未提出)	

7. その他放送大学との単位互換に必要な事項については、「放送大学と長崎大学との単位互換に関する協定書」及び「覚書」による。

附則

- 1 この取扱いは、平成21年1月1日から施行する。
- 2 平成14年度以前の入学者については、旧取扱いを適用する。

附則

- 1 この取扱いは、平成22年1月18日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 平成14年度以前の入学者については、旧取扱いを適用する。

附則

- 1 この取扱いは、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学者については、旧取扱いを適用する。この場合において「科目別委員会」とあるのは「教養教育実施専門部会」と読替えるものとする。
 - この取扱いは、平成25年1月21日から施行する。
- 1 この取扱いは、平成29年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この取扱いは、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この取扱いは、平成27年10月1日に遡及して施行する。 附 則
- 1 この取扱いは、令和6年4月1日から施行する。